

令和4年7月1日（金）

（午前9時30分 開議）

○議長（小林 弘君）皆さま、おはようございます。よろしく申し上げます。

ただ今の出席議員数は17人で、定足数に達しております。

○議長（小林 弘君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

文教厚生委員会委員長 南出君から、令和4年6月28日付をもって議案1件が提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 弘君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、5番 板橋君、8番 高本君の2人を指名いたします。

○議長（小林 弘君）議長より申し上げます。2番 垣内君から、6月23日の本会議議案審議の議案第1号における質疑において不適切な発言があったので、会議規則第65条の規定により、当該発言の全てを取り消したい旨の申出がありました。

この際、お諮りいたします。

この取消し申出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、垣内君からの発言の取消し申出を許可す

ることに決しました。

ただ今、2番議員による議案第1号の質疑における当該発言の全てについて取り消すことと決定いたしました。この取消しに伴い、当該質疑に対する市当局の答弁につきましても取り消す扱いとすべきものであります。

お諮りいたします。

当該質疑に対する市当局の答弁については、これを取り消すことにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議ありませんので、市当局による当該発言を取り消すことに決しました。

日程第2 議案第8号 橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例について から、日程第4 議案第12号 市道路線の変更について までの3件

○議長（小林 弘君）日程第2 議案第8号 橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例について から、日程第4 議案第12号 市道路線の変更について までの3件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 5番 板橋君。

〔5番（板橋真弓君）登壇〕

○5番（板橋真弓君）おはようございます。

それでは、報告させていただきます。

去る6月23日の本会議において本委員会に付託された、議案第8号 橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議案第11号 市道路線の認定について、議案第12号 市道路線の変更についてを審査するため、6月27日に委員会を開催し、

慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第8号は、杉村やすらぎ広場における利用者の利便性の向上やイベント等による地域の活性化、産業の振興を図るべく、飲食物や物品等の販売といった営利を目的とした行為を可能とするため、所要の改正を行うものである。

委員から、区画の1㎡当たり400円という使用料は他自治体と比較してどうかとのただしがあり、近隣自治体を調査した結果、1㎡当たり平均約400円であったとの答弁がありました。

市がイベントを行う場合の貸出区画の使用優先順位についてただしがあり、事業者等と調整を行い、できる限り公平性を保てるようにしたいとの答弁がありました。

議案第11号は、橋本市営住宅野（城之内）団地の団地内道路である城の内1号線及び城の内2号線について、橋本市営住宅長寿命化計画において、同団地を令和10年3月までに用途廃止することに伴い、当該路線を建築基準法第42条の規定を満たす市道として管理継続する必要があるため、新たに市道として認定するものである。

委員会は現地におもむき、調査の後、審査を行いました。

委員から質疑、意見等はありませんでした。

議案第12号は、議案第11号と同様の理由で、野城の内線の路線を変更するものである。

委員会は現地におもむき、調査の後、審査を行いました。

委員から質疑、意見等はありませんでした。

以上、御報告いたします。議員各位の賛同、よろしく願いいたします。

○議長（小林 弘君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第8号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第8号 橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第11号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号 市道路線の変更について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号 橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第5 議案第9号 橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 3番 南出君。

〔3番（南出昌彦君）登壇〕

○3番（南出昌彦君）皆さん、おはようございます。

それでは、文教厚生委員会委員長報告をさせていただきます。

去る6月23日の本会議において本委員会に付託された、議案第9号 橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を審査するため、6月28日に委員会を開催し、慎重審査の上、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第9号は、子どもの健康の保持及び増進のため、小中学生医療費助成制度の対象を、現行の満15歳に達した最初の3月31日までから満18歳に達した最初の3月31日までに拡大

し、また、名称を小中学生医療費から子ども医療費に変更するものである。

委員から、この時点で条例改正に至った理由について ただしがあり、第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画において、子育て家庭における経済的な負担の軽減を掲げているため との答弁がありました。

所得制限について ただしがあり、ほかの乳幼児医療費助成やひとり親医療費助成等への影響も考慮し、引き続き慎重な議論が必要であると考えている との答弁がありました。

以上、御報告いたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小林 弘君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号 橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。